**うきは市　木のまち創出事業費補助金公募要領**

**１　事業概要**

　うきは市では、市内において、市内外の住民が利用する施設の内装や店舗什器等を木質化することで地域木材の利用促進とともに市内の森林・林業・木材産業に関する普及活動等により木の良さやうきはブランドの認知度向上を図るため、発展的・先進的な取組に要する費用の一部を交付する木のまち創出事業を創設。

　当事業においては、木の良さ・うきはブランドの向上効果の高い取組みを特に優先して補助し、PR効果を高めるため、この要領に定める公募によって補助事業者を選定する方式（プロポーザル方式）により実施する。

**２　応募対象者**

　補助金の交付対象となる者は、うきは市内において事業を行う者とし、かつ、市税及び税外徴収金の滞納がないものとする。

　なお、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員または法第２条第２号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者は交付対象となりません。

**３　補助対象経費及び補助率**

　補助金の交付の対象となる事業内容及び要件、補助率等は、別表１及び別表２に定める。

**４　事業実施期間**

　交付決定の日から**令和５年２月１０日（金）までに完了する事業**とする。

　なお、補助金の交付決定前に補助対象事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることはできません。

**５　提案書類の作成・提出先等について**

（１）受付期間：

　　**令和４年５月２３日（月）～６月１７日（金）8：30～17:15（土日除く）**

　　（持参・郵送いずれも必着。受付期間を過ぎた提出は認めません。）

（２）提出先：

　　〒839-1393　うきは市吉井町新治316

　　うきは市役所農林振興課林政係　担当：伊藤

（３）提出書類：以下の書類を作成してください。

　①　本事業に係る企画提案書（別紙様式第1号）

　②　提出者の概要（事業概要等）が分かる資料

（４）提出にあたっての注意点

　①　企画提案書等は返却しません。

　②　企画提案書等は提出者に無断で使用しません。

　③　企画提案書等に虚偽の記載をした場合は無効とします。

　④　企画提案書等の内容について、市から問い合わせをする場合があります。

　⑤　企画提案書等の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とします。

　⑥　以下の取組は、本事業の対象となりませんので注意してください。

1. 他の公の補助金の交付を受ける予定のある取組（他の補助事業との補助対象の重複は認めません）
2. 本事業による成果について、その利用を制限し公益の利用に供しない取組

**６　補助交付候補者の選定**

　審査は、有識者を交えた審査委員会にて書面にて行います。審査の観点は、①企画提案書の内容、②事業方法、③事業の効果、④事業実施主体としての適格性などについて審査します。

　補助金交付候補者として選定した者に対しその旨を、それ以外の企画提案者に対しては候補とならなかった旨を通知します。採択・不採択の理由等についてはお答えできませんので予めご了承ください。

　また、採択となった場合については、事業者名をうきは市ホームページにて公開することがあります。

**７　お問い合わせ先**

　うきは市役所農林振興課林政係　担当：伊藤

　TEL：0943-75-4975　／　FAX：0943-75-3114

　メール：rinsei＠city.ukiha.lg.jp

別表１

事業内容等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業区分 | 事業内容 | 補助率（注１） | 実施要件 |
| 木質化促進 | 　店舗、事務所、レストラン等における内外装の木質化工事や木製家具・什器等の購入 | ・市内製材所が生産した材を使用する場合又は市内事業者が製作した県産材製品を導入する場合においては、補助対象対象経費の５/10・市内事業者が製作した県外産材製品を導入する場合においては補助対象対象経費の２/10 | 下記の要件を全て満たすこと。＜１　共通事項＞・第１条の当事業の趣旨に資する取組であること。 ・他の補助事業との補助対象の重複は認めない。他の補助事業も活用する場合は、本事業による補助対象部分を明確にして申請すること。・利用者に対して、地域産材であること又は市内事業者生産の家具等である旨を明示すること。・利用者や来訪者の目に触れる場所で木質化又は木製家具等を導入を行うこと。＜２　内外装の木質化の場合＞・市内製材所が生産した材を70%以上使用していること。（注２）・工事を要する場合、うきは市内の建築業者の施工であること。＜３　木製家具等の購入の場合＞・木製家具等の導入にあたっては、市内製材所が生産した材を使用した製品又は市内事業者が製作した製品であり、主要部が木製であること。 |
| 木のまち普及 | 　普及イベントの開催や木製品展示会への出展等 | 補助対象対象経費の５/10 | 下記の要件を全て満たすこと。・第１条の当事業の趣旨に資する取組であること。・他の補助事業との補助対象の重複は認めない。他の補助事業も活用する場合は、本事業による補助対象部分を明確にして申請すること。 |

注１）補助率の確定にあたっては、実績報告の際に市内製材所が生産した材や県産材を使用した製品であることを示す書類（納品書等）を提出いただきます。

注２）実績報告の際に使用した材とその内うきは地域材を使用した材を示す資料示す書類（納品書等）を提出いただきます。

別表２

補助対象経費は別表第１の事業内容に要する経費とし、対象となる経費については次の表に掲げるとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業区分 | 経費区分 | 内容 |
| 木質化促進 | 工事請負費 | 　事業実施する上で必要となる工事を工務店等に発注するための経費（工事のための設計費等も含む）とする。 |
| 原材料費 | 　木材製品等を製材所や小売店等から直接購入するための経費とする。 |
| 備品購入費 | 　木材家具等を購入するための経費とする。 |
| その他市長が認める経費 | 　上記に当てはまらない経費のうち、事業を実施するために真に欠かすことのできない経費とする。ただし、電気・上下水道工事、設備工事、躯体工事に係る経費は補助対象外とする。 |
| 木のまち普及 | 謝金 | 　講師やアドバイザーへの謝礼等に要する経費とする。講師等の旅費を含む場合には内訳が分かるように計上すること。 |
| 旅費 | 　交通費、宿泊費とする。ただし、ファーストクラスに類する特別料金は含まないものとする。 |
| 広報費 | 　パンフレット・ポスター等を作成するため、又は広告料等の支払いに必要な経費とする。 |
| 通訳翻訳料 | 　外国人との交渉・通訳や外国語の文書の翻訳について、事業実施主体が委託者に対して支払う経費とする。 |
| 雑役務費 | 　業務・事務を補助するために臨時的に雇入れた者の賃金、交通費として支払われる経費とする。単価については、地域の実情を踏まえるなど妥当な根拠に基づき設定するものとする。 |
| 出展料 | 　試作品、新商品等を展示会等に出展するために支払われる経費（小間代や運営費等）とする。 |
| 試作・実験費 | 　試作品等の設計（デザインを含む）、製造、改良、加工、実験又は分析を行うために支払われる経費とする。 |
| 委託外注費 | 　事業の一部を外部に委託、又は設計・製作等の外注に要する費用とする。ただし本事業の1/2以上を外部に委託することは認めない。  |
| その他市長が認める経費 | 　上記に当てはまらない経費のうち、事業を実施するために真に欠かすことのできない経費とする。 |

○事業スケジュール（予定）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 内　　容 | 期　　　間 | 備　　考 |
| 提案書受付開始 | ５月23日（月）～ | 土日を除く郵送または持参にて提出 |
| 提案書締切 | ～６月17日（金）17：15 |
| 書類審査 | ６月20日（月）～６月24日（金） |  |
| 審査結果通知 | ６月28日（火） | 郵送にて通知 |
| 交付申請・交付決定 | ６月下旬～７月上旬 | 詳細は採択事業者へ通知 |
| 事業実施 | 交付決定の日から令和４年２月10日（金）まで |  |
| 実績報告書の提出 | 事業完了日から30日以内または２月28日の早い期日 | 詳細は採択事業者へ個別連絡 |
| 補助金支払 | 補助金額が確定次第（４年度内） |

（注）スケジュールについては、申請状況等により多少前後する場合があります。